

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当（06-6630-3135）
処分課（担当）名	瓜破斎場、環境局事業部事業管理課
処分の名称	斎場（葬祭場を除く）使用料の減免
概要	本市住民又は大阪市立弘済院の入所者で、大阪市立斎場条例第12条第1号又は第2号に該当するものに対しては、申請により使用料を減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立斎場条例（昭和24年4月1日条例第31号）第12条 大阪市立斎場条例施行規則（昭和24年4月1日規則41号）第3条 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	○次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用料を減免することができます。  1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 2 市長が使用料を納付する資力がないと認める者 3 その他市長において特別の事由があると認める者
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	瓜破斎場、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場
提出時期	随時
提出方法	斎場に予約の上、使用の前日までに火葬許可証、各区保健福祉センター等が発行する葬祭券を添付し、申請してください。
手数料	なし
相談窓口	瓜破斎場、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
備考	